

介護老人保健施設 老健ぬかだ 通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規定設置の主旨、事業所の目的及び運営の方針)

第1条 医療法人財団額田記念会が開設する介護老人保健施設老健ぬかだ(以下「当事業所」という。)が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

2 当事業所は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴サービス、理学療法及び作業療法等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

3 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険サービスの提供に努める。

4 当事業所は、明るい家庭的な雰囲気のもとに地域や身元引受人等との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第2条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	介護老人保健施設 老健ぬかだ (予防) 通所リハビリテーション
所在地	神奈川県鎌倉市大町4丁目6番6号
電話	0467-25-3511
FAX	0467-61-3665
開設年月日	平成15年4月1日
介護保険事業所番号	1452180024

(営業日及び営業時間)

第3条 当事業所の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日 (12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
利用時間	午前9時45分から午後4時15分

(職員の員数)

第4条 当事業所の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

1 管理者兼医師	常勤(兼務)	1人
2 看護職員	常勤/非常勤(兼務)	1人
3 介護職員	常勤/非常勤(兼務)	1人
4 理学療法士	常勤/非常勤(兼務)	1人
作業療法士	常勤/非常勤(兼務)	1人
5 管理栄養士	常勤(兼務)	1人
6 支援相談員	常勤(兼務)	1人

(職務の内容)

第5条 職員の職務の内容を次のとおりとする。

1 事業所管理者は、施設の業務を総括し執行する。

- 2 医師は、利用者の健康管理及び医療を適切に行う。
- 3 看護職は、医師の指示を受け利用者の健康管理及び医療に適切な処置を行う。
- 4 介護職は、医師の指示を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 支援相談員は、利用者及び身元引受人等からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る。
- 6 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示を受け利用者に対する機能訓練を行う。
- 7 管理栄養士及び栄養士・調理員は、医師の指示を受け利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員数は、10人とする。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を次のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 食費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(事業の内容)

第8条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常の自立に資するよう、妥当適切に行う。

2 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその身元引受人等に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 医師及び理学療法その他専ら通所リハビリテーション従事者（以下「医師等の従事者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 医師等の従事者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 通所リハビリテーション従事者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの状況及びその評価を記録に記載する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 事業所とその職員及び離職職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人等の個人情報を以下の理由なく第三者に漏らしてはならない。

- 一 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、及び適切な居宅事業のため、受診・入院をするための医療機関へ

の情報提供等。

二 介護保険サービスの質の向上の為の学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

三 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。

2 職員等が、利用者又は身元引受人等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

3 職員等が、守秘義務及び個人情報の保護に反した場合は、就業規則に基づき処分を行う。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとする。

2 当事業所は、身体的拘束等の廃止のために、文書により理念、方針、マニュアル等を定めることとする。

3 当事業所は、身体的拘束等の廃止のために、3ヶ月に1回以上委員会を開催し、年に2回以上介護職員、その他の従業員に研修等を開催し、周知徹底を図るものとする。

(事故発生時の対応及び防止)

第 12 条 緊急の場合には、「申込書」にご記入いただいた身元引受人等の連絡先に連絡する。

2 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備するとともに、事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

3 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

4 当事業所は、事故発生時には、速やかに身元引受人等へ連絡し、市町村へ報告することとする。

5 当事業所は、事故が発生した場合、事故防止委員会を開催し、再発防止に必要な措置を行う。

(相談又は苦情等の申出)

第 13 条 当事業所は、提供した通所リハビリテーションサービスに関して、利用者又は身元引受人等からの相談又は苦情等に迅速かつ適切に対応するために、次の窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

一 相談又は苦情等対応担当者は事務長及び看護主任とする。

二 受付電話は 0467-25-3511、受付 FAX は 0467-61-3665 とする。

三 意見箱への投函による相談又は苦情等も受け付けることとする。

2 入所者又は身元引受人等は、次の連絡先に直接苦情申立てをすることができる。

一 鎌倉市健康福祉部介護保険課 0467-61-3950

二 逗子市福祉部高齢介護課 046-873-1111 (内線 248)

三 神奈川県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談直通ダイヤル電話 045-329-3447

(衛生管理等)

第 14 条 利用者の利用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

2 当事業所は次のことに努めなければならない。

- 一 衛生知識の普及指導・生活習慣の確立
- 二 定期的な消毒、清掃、害虫駆除等
- 三 管理栄養士及び栄養士・調理員は月 1 回以上の検便の実施
- 四 その他必要なこと

3 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するとともに、担当者を設置し、研修、訓練を定期的に実施する。

4 感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続のための計画等の策定、研修、訓練を実施する。

(職員の会議・研修、職員の質の確保)

第 15 条 管理者他すべての職員は、利用者の処遇に関して定期的に会議・研修を開き、職員の意思の統一や伝達及び利用者の正確な把握、問題点、課題に対する会議・研修を行うことにより利用者の処遇の向上に努めなければならない。

2 事業所職員の資質向上のために、その会議・研修の機会を確保するよう努めなければならない。

3 事業所の介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者及び新入職員については、認知症介護に係る基礎的な研修を実施する。

4 当事業所は、職場におけるハラスメントの防止のため、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化するとともに、職員の相談に適切に対応するための担当者を定め、職員に周知徹底する。

(掲示について)

第 16 条 当事業所は、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料等について、施設内に明示もしくは閲覧可能な形のファイル等で備え置くこととする。

(通常の事業実施地域)

第 17 条 通常の事業実施地域は、鎌倉市・逗子市在住の送迎可能な地域とする。

(利用者の規律の遵守)

第 18 条 利用者は、当事業所内で次のことを守らなければならない。

- 一 貴重品・現金は持参しない。
- 二 持ち物に、必ず氏名を記入する。
- 三 連絡帳には、服薬の有無、利用者の当日の状態を記入し、毎回持参する。
- 四 通所リハビリテーションを休む場合は、急な場合を除き、前日までに連絡をする。
- 五 事業所内では、スリッパ以外の動きやすい上履きを履くこと。
- 六 天候不良等、その他諸事情で送迎車の運行が出来ない場合は送迎を中止する。
- 七 送迎時間は厳守する。
- 八 送迎時間以外は、各自で当事業所へ来所する。

(事業所内の禁止行為)

第 19 条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 二 喧嘩もしくは口論・泥酔等、他の利用者などに迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所内の飲酒・喫煙。
- 四 故意に事業所もしくは物品を破損し、事業所外に持ち出すこと。
- 五 金銭又は物品によって、賭け事をする事。
- 六 事業所内の秩序を乱し、安全衛生を害すること。
- 七 無断で備品の位置を変え、形状を変えること。
- 八 事業所内へのペット持ち込み。
- 九 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。

(非常災害対策及び防火管理者)

第 20 条 事業所管理者は、自然災害・火災・その他の防火対策について、防火管理者を指名し事業所に合った消防計画を立てる。

- 2 消防計画に沿って防災訓練と事業所の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期しなければならない
- 3 防火管理者は、事業所管理者を充てる。
- 4 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 5 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(避難訓練等)

第 21 条 事業所管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の防火教育、消防訓練を実施する。

- 2 当事業所は、消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年 2 回以上実施し、そのうち 1 回は夜間もしくは夜間を想定した訓練とする。また、土砂災害を想定した訓練も併せて実施する。
- 3 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。
- 4 非常災害用設備の使用方法的徹底を随時行う。

(非常災害用備蓄)

第 22 条 非常時災害用に、3 日分の食料を安全な場所に保管しておく。非常災害用備蓄の内容は別に防災計画に定める。

- 2 非常災害用備蓄は、常に有効に保持するよう努める。

(市町村との連携)

第 23 条 当事業所は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

(協力医療機関)

第 24 条 当事業所は、利用者等の病状の急変などに対応するため、あらかじめ次の協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

1, 協力病院

名称 額田記念病院
所在地 神奈川県鎌倉市大町 4 丁目 6 番 6 号

2, 協力歯科医院

名称 木村歯科医院
所在地 神奈川県鎌倉市大町 1 丁目 8 番 23 号

(記録の整備)

第 25 条 当事業所は、事業所・構造設備・職員・会計及び利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービス提供の完結の日より 5 年間保管する。

(褥瘡対策等)

第 26 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針及び褥瘡予防マニュアルに基づき、委員会を設置し、その発生を防止する。

(食事等)

第 27 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況・病状及び嗜好を考慮したものにするるとともに、適切な時間に提供しなければならない。

2 利用者の食事は、できるだけ食堂で行えるよう努めなければならない。

3 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 7 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 7 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(虐待の防止等)

第 28 条 当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備する。

2 当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止検討委員会を設置し、虐待防止のために 3 ヶ月に 1 回以上委員会を開催し、その発生を防止する。

3 当事業所は、虐待防止のために、年に 1 回以上介護職員、その他の従業員に研修等を開催し、周知徹底を図るものとする。

4 当事業所は、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5 虐待防止検討委員会は、身体拘束等防止委員会と一体的に設置・運営することとする。

附則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 19 年 5 月 1 日一部改正

平成 20 年 5 月 1 日一部改正

平成 20 年 12 月 20 日一部改正

平成 21 年 2 月 1 日一部改正

平成 24 年 12 月 1 日一部改正

平成 26 年 5 月 16 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 8 月 31 日一部改正

平成 29 年 6 月 30 日一部改正

平成 30 年 6 月 30 日一部改正

2019 年 10 月 1 日一部改正

2019 年 11 月 1 日一部改正

2021 年 4 月 1 日一部改正

2022 年 1 月 1 日一部改正

2022 年 2 月 1 日一部改正